



総務省

# 電波法及び放送法の一部改正に伴う 政省令等の整備について

---

令和 5 年 1 月  
総務省

## 1 閣議対象

- (1) 放送法施行令の一部を改正する政令案
- (2) 電波法施行令の一部を改正する政令案

## 2 概要

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）（以下「改正法」という。）のうち、以下の事項については、公布の日（令和4年6月10日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

- ① 基幹放送の業務に係る認定申請書等の記載事項への外国人等が占める議決権の割合等の追加等
- ② 外資規制に違反した場合における認定等の取消猶予措置の対象の拡大
- ③ コミュニティ放送に係る間接出資規制の廃止
- ④ 還元目的積立金に関する制度の整備
- ⑤ 基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備

改正法の施行に当たり、必然的に改正を要する事項を処理する等のため、放送法施行令（昭和25年政令第163号）及び電波法施行令（平成13年政令第245号）の一部改正を行うこととする。

### (1) 放送法施行令の一部を改正する政令案（別紙1）

改正法においてコミュニティ放送の間接出資規制が廃止されたことに伴い、放送法第175条に基づきコミュニティ放送を行う基幹放送事業者に対して提出を求めることができる資料から、外国人等間接保有議決権割合に関する事項を除くもの

### (2) 電波法施行令の一部を改正する政令案（別紙2）

改正法においてコミュニティ放送を定義したことに伴い、「特定市区町村放送局」を「コミュニティ放送局」に置き換えるもの

## ○ 放送法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙3）

### （1）外資規制の実効性を確保するための制度整備

#### ① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

特定役員及び外資議決権割合の記載欄を追加した申請書等の様式を規定

#### ② 変更届出の様式と変更届出の閾値

変更届出書の様式、届出を要しない変更の具体的な場合を規定

#### ③ 定期報告の様式、実施期間等

定期報告の様式、定期報告の実施期間（事業年度ごとに毎事業年度経過後3月以内に提出）、その他の報告事項（過去に違反があった場合の再発防止策等）を規定

### （2）外資規制違反時の是正措置の整備

是正措置のその他の勘案事項として、是正に必要となる期間、過去に認定・免許を取り消さないこととされたことがあるか否かとすることを規定

### （3）間接議決権割合の計算方法の変更

### （4）還元目的積立金制度

毎年度の決算還元目的積立金の積立方法、施行時点の還元目的積立金の計算方法を規定

### （5）基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度

休廃止する90日前から休廃止の前日までの間、廃止に係る基幹放送、インターネット等により公表することを規定

### （6）その他所要の改正

#### ① 各種申請書への法人番号の記載欄の追加

#### ② 各種申請書への収入印紙の過納承諾に係る記載の追加

#### ③ その他規定の整理等（法改正に伴う規定の整理、明確化等）

## ○ 放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙4）及び電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案（別紙5）

改正法の内容を踏まえ、必要な技術的修正を行うもの